

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 [略]</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に届け出ることができる。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。